

経営者の
お悩みに対する
処方箋

専門家からの提案書

経営にまつわる困りごとに、専門家からアドバイスをいたします。

今月の提案者



一般社団法人 北海道発明協会
知財総合支援窓口統括部長・知的財産アドバイザー

森山 潤氏

address | 札幌市北区北7条西4丁目3番地1
新北海道ビル12階

phone | 011-747-7481

URL | www.jiii-h.jp/

topic **知的財産** 特許・著作・商標・意匠などに関するアドバイス、トラブル対処法

problem 「産業財産権の侵害にどう対応したらいいか」

近年、相談窓口では侵害に関する相談が多くなってきています。

今まで、自ら運営する事業における産業財産権について関心がなかったため、突然権利者から「産業財産権を侵害している」という警告を受け、どのように対処したらよいか全くわからないといった内容です。警告を受けていてもそのまま放置していたことにより、多額の損害賠償を請求される場合があります。産業財産権は、自社の経営に大きな効果がありますが、一方で他社の権利についても十分知った上で、自らの権利を活用するよう心掛けてください。

今回は、被害の当事者となる可能性がある「侵害」の対処方法についてご紹介しましょう。

Q
相談

同業者が自社の権利を無断で使用し、同様の商品の製造販売を発見しました。このままでは、永年築いてきた当社の商品売り上げに大きな打撃が想定されます。どのように対応したらいいのでしょうか。

A
対応

最初に、他社が製造している商品が自社企業の持っている権利(特許権だけではなく、商標権、意匠権、実用新案権を含めた権利)を侵害しているかどうかを確認します。

上記のいずれかの権利について侵害していることが明白である場合は、その商品の販売差し止めや損害賠償を請求することが出来ます。

そのためには他社の商品について徹底的な調査をした上で、自己判断で行動することはせず、弁理士などの専門家に侵害しているかどうかを確認することを勧めます。

権利侵害と判断されたときは、適切な対応措置を講じます。放置してしまうと、得られる利益を失い損害をこうむるばかりではなく、築き上げてきた信用を著しく失うことにもなりかねません。

権利侵害の可能性が高いと判断した場合は、地域の知財総合支援窓口への相談、必要により弁護士、弁理士に相談の上、警告書を送ります。

なお、警告書の送付先を慎重に検討しないと、相手先から営業妨害(不正競争防止法違反)で逆に訴えられる場合もありますので注意が必要です。

和解交渉を含めて解決を図りますが、当事者同士の交渉が不調に終わったときは、裁判所での手

続(差し止めや損害賠償の訴訟)や、日本知的財産仲裁センターなどでの調停や仲裁など、第三者を間に入れた解決を図ります。

また、侵害になるかどうかに関しては、特許庁や日本知的財産仲裁センターでの判定を利用することもできます。

権利侵害の発見

平成24年度説明会テキスト「知的財産権制度入門」(特許庁)より掲載

詳細な検討

- 自分の権利を確認(名義、存在の確認、実用新案技術評価書の請求)
- 相手企業の実施状態の把握(証拠の確保、販売ルート、数量の把握)
- 権利範囲と実施内容の比較(特許庁の判定制度、弁理士、弁護士の判定)

警告(通常は証拠を残すために書面で行います。)

警告を受け入れる場合

私的和解

- 侵害者が侵害行為を中止
- 侵害者が権利者に実施料を支払って実施許諾等の契約締結

警告を受け入れない場合

裁判外での解決

民間人の仲介、斡旋等(例)日本知的財産仲裁センター、日本商事仲裁協会

裁判による解決

訴訟(本訴、仮処分申請)の提起(損害賠償請求は本訴で行う)

刑事責任の追及を捜査機関に求める